

ドイツ特許法第139条第1項の改正 ～差止請求～



- 2021年8月18日、ドイツ特許法改正により第139条第1項に第3文が追加された。
- 「熱交換器事件」(ドイツ特許19654370号)のドイツ連邦最高裁判決が契機。
- 今後は、個々の事案に応じて、差止請求が制限されうる。

■ 改正内容 (改正によって赤字部分が追加された)

第139条第1項 第9条から第13条に違反して特許発明を実施した者は、侵害者による侵害行為が繰り返されるおそれがある場合、差止めを請求され得る。その請求は、侵害が初回であっても認められる。**差止めの請求は、その主張が、個々の事案の特段の事情及び信義則に基づき、侵害者若しくは第三者にとって衡平を欠き、排他権により正当とは認められない損害をもたらす限りにおいて、制限される。この場合、侵害された者に合理的な金銭的補填を与える。第2項の損害賠償請求はこれにより影響を受けず。**

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。